

埼玉県児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、補助事業を実施する、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に対し、当該補助事業に要する経費について毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は「埼玉県児童養護施設退所者等に対する自立支援の貸付について」（平成28年10月17日こども第654-1号埼玉県福祉部長通知）の別紙「埼玉県児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業実施要綱」に基づき、県社協が実施する事業（以下「埼玉県児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業」という。）を対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

(1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供

してはならない。

- (4) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第7により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (9) 県社協は、埼玉県児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業を廃止する場合には、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する時期までの間接補助金の額の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならない。
- (10) 県社協は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の既定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(11) (10) により付した条件に基づき知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(13) 県社協から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書および関係書類のとおりとし、その提出時期は、県が毎会計年度定めるものとし、県社協に対して通知するものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続きに従い、別紙様式第3による申請書および関係書類を、県が毎会計年度定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定)

第8条 この補助金の交付決定の通知は、別紙様式第4のとおりとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第5による報告書を、毎年度3月31日(第5条の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して15日を経過した日)までに知事に提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第12条 この補助金の額の確定の通知は、別紙様式第6のとおりとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第14条 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第11条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定める

ところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

1 基準額		2 対象経費
1	生活支援費 1人あたり月額 50,000円	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等
2	家賃支援費 1人あたり月額 家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内	
3	資格取得支援費 1人あたり 資格取得に要する実費 ただし、上限250,000円	
4	事務費 4,800,000円	